

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令案に対するパブリックコメント

本案について、反対の意見を述べる。

医療機関は自院の診療スタイルや規模などを考慮した上で現状の請求方法を選択している。それを一方的かつ強行に期限を区切って誘導した上で、医療機関にはあくまで自己責任を求める手法は、到底容認できるものではない。

また、本改正案は、オンライン資格確認等システムが多くの医療機関で順調に利用されていることを前提に検討されたものと思われる。しかし、当のシステムは問題やトラブルが山積していることは周知の事実であり、順調に利用されているとは言えない。その上、昨年12月に示されたオンライン資格確認等システムの経過措置に係る申請状況等の関連情報は、一度も公表されていない。申請と取扱いの実態が医療業界で全く共有されていない状況である。この様な現状において、少なくとも医療機関へ新たに申請書類の提出等を求めたとしても、受付窓口となる支払基金等が適切な受理を行えるとは思えない。

来年からの実施提案は拙速であると言わざるを得ない。医療機関の実態を無視した改正案であり、反対する。

1. 光ディスク等を用いた請求に関する命令案について、反対する理由

(1) 現場の実態が無視されている

光ディスクを含む電子媒体請求は、歯科医療機関では52.8%（2023年7月31日時点）と過半数が現在も利用している。内科医療機関でも14.1%（同）が利用している。この様な状況下で、猶予期間を設けたとはいえ、半年後に原則オンライン請求へと舵を切った場合、現場の混乱と影響は甚大である。当会では開業医会員を対象にオンライン請求の実質義務化に関するアンケートを実施。開業歯科会員の結果では、実に82.3%が反対と回答している。また、現在電子媒体請求をしているとの回答が56.6%で、今後オンライン請求を導入する予定がないとする回答は67.7%もある。その理由は、各医療機関の診療規模が関係しており、請求件数の少ない医療機関がオンライン請求を導入した場合、導入や維持に係るコストを診療報酬から回収できずに赤字経営となってしまう可能性もある。そうしたリスクに対する説明や対策が示されないまま進められた場合には、多くの歯科医療機関で導入や維持に係る費用やセキュリティ対策を含めた新たな負担が生じることは避けられず、廃業せざるを得ないという意見も寄せられている。

(2) 移行計画の提出は新たな無言の圧力

命令案では光ディスクを用いた請求を継続する術が示されているが、1年ごとにオンライン請求への移行計画の提出を要件としている。これは電子媒体請求を行う医療機関に対して手続きの中でオンライン請求への移行を暗に強要するものである。当会が実施した前述のアンケート結果では、現在オンライン請求をしておらず、今後も導入する予定がないとする回答が開業歯科会員で67.7%もある。移行する予定がない医療機関に移行計画を求めることができるだろうか。また、医療機関の建物の構造上、オンライン請求に必要な光回線のネットワーク環境が導入できないといったやむを得ない場合の対応が想定がされておらず、一方的かつ威圧的で乱暴な進め方と言わざるを得ない。

2. 書面による請求に関する命令案について、反対する理由

紙媒体での請求を継続するためには、レセプトコンピュータを使用していない旨等の届け出を求めることとしており、紙媒体での請求継続を希望する医療機関に負担を課すものであり、閉院・廃院という理不尽な結果も招きかねない。